

令和2年度農地中間管理事業実施方針

(一財) 広島県森林整備・農業振興財団
広島県農地中間管理機構

広島県農地中間管理機構（以下、「機構」という。）では、関係機関・農業団体等と連携し、農地中間管理事業による担い手への農地集積に取り組んできた結果、平成26年度から令和元年度までの6年間で495経営体（実数）に対し4,626haの実績となり、本県農業の担い手への農地集積に寄与してきた。

しかし、実績の約8割を占める集落法人については、これまで約7割の利用があるものの、平成28年度以降、年間2～3法人の新規設立に留まるとともに、既存法人の活用も鈍化するなど、これまでのような水田地帯の大規模な集積は難しい状況となっている。

今後、高齢化による農業経営の縮小や離農などにより担い手不在地域が増加するとともに、条件不利地から基盤整備済など多様な貸付希望農地の増加が見込まれることから、担い手の新たな参入や規模拡大を促すよう、一定規模に集約された優良農地として継承するため、市町や農業委員会等の関係機関と連携した、人・農地プラン等の地域の話し合いを進める取組への支援を行う必要がある。

さらに、現在進めている野菜や果樹等の園芸作物の農地集積については、担い手の多様なニーズに応じた農地の確保や、新規就農者の育成対策と連動した優良農地の確保のしくみづくり等、担い手育成や農業基盤整備等との連携が求められている。

こうした状況を背景として、令和2年度においても、県の振興計画である「農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期：平成30年度～32年度）」の目標達成に向け、関係機関と連携した事業展開を図るとともに、「農業委員会と農地中間管理機構の連携に係る活動方針」（以下、「活動方針」という。）や、市町の「農業振興ビジョン」に基づき、担い手への農地集積を進めていくものとする。

1 基本姿勢

農地中間管理事業による担い手への農地集積目標面積は、昨年度同様1,400haを目標とする。

事業推進に当たっては、引き続き、人・農地プラン等の話し合いを通じた地域内合意を基本とし、

- ① 産地育成につながる大規模な農地集積
 - ② 新規就農者・認定農業者等への農地集積、分散錯ほの解消
 - ③ 集落法人の付替・規模拡大・新設につながる農地集積
- を3本柱に置き、推進するものとする。

2 推進体制の強化

今後、さらに担い手への農地集積・集約化を進めるには、県、市町農業振興部局、農業委員会と機構との連携強化が重要である。

このため、県・農業会議・機構（以下「三者」という。）は、令和2年度も「活動方針」により、三者が農業委員会との連携体制を明確にし、担い手の意向を踏まえた、農地の掘り起こしによりマッチング等の現場活動を着実に進める。

また、農業者団体や土地改良団体等との情報共有や連携も進め、地域の実情に応じた円滑な事業推進に努める。

3 重点項目別の実施方針

(1) 産地育成につながる大規模な農地集積

- 県が推進する大規模農業団地として事業化された地区の対応のほか、新規団地整備の掘り起こしに対しても、県や市町が農業委員や農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）と連携して取り組む、新たな貸付農地の確保等を積極的に支援する。地域の合意形成を進める場合は、関係機関・農業団体等と連携し、重点実施区域として位置付け、機構の活用に向け濃密な働きかけを行う。
- 特に、キャベツやトマト、レモン等の園芸用農地確保のための活動を引き続き強化する。

(2) 新規就農者・認定農業者等への農地集積、分散錯ほの解消

- 市町・農業団体が実施している新規就農者育成対策に対し、出口対策は、制度設計時から参画し、機構が中間保有することにより経営開始時に確実な農地確保に努めるなど、円滑な参入の支援を行う。
- 認定農業者等に対して、地域での話し合い等に基づき、将来の地域内の担い手間での農地の分散錯ほ解消を見越した付替・規模拡大や、利用権の更新時期を契機とした付替を推進する。
- 認定農業者や農業参入企業等の借受者ニーズに沿ったマッチングに取り組む。

(3) 集落法人の付替・規模拡大・新設につながる農地集積

- 条件不利地域が多くを占める本県においては、集落営農の推進を図りながら意欲的な担い手育成に努める必要があり、設立前段階から協議に参画する。
- 集落法人の利用権の更新時期を契機に、地域の担い手間での農地の分散錯ほ解消等を見越した付替・規模拡大を推進する。
- 担い手の確保が難しい地域では、既存法人を含めて、県とJA広島中央会が中心となって取り組む新たな集落営農の仕組みづくりに対し、関係機関・農業団体等と連携

した支援を行うものとする。また、人・農地プラン等による担い手への農地集積を進める。

4 具体的な取組方法

(1) 地域単位の担い手育成等対策への参画

- 地域戦略組織や市町・農業団体等の担い手育成対策の計画策定、進行管理等に積極的に参画し、農地集積の中心に農地中間管理事業が位置づけられるよう働きかける。
- 拡大を希望する地域等担い手の具体的なニーズと、農業委員・推進委員が意向調査等で把握する出し手の農地情報を相互に共有することにより担い手ニーズに沿った農地集積を進める。
- 各地域の果樹産地協議会に参画し、果樹における担い手への農地集積について積極的な推進に努める。
- 市町の農地の利用調整のあり方については、各農業委員会の策定する「農地等の利用の最適化に関する指針」や単年度毎の「活動計画」も踏まえ、市町・農業団体等と連携し担い手への農地集積の取組を行う。

(2) 人・農地プランの実質化等に併せた取組

- 人・農地プラン等の話し合い活動を通じた新たな農地集積を進めるため、担い手との意見交換など地域の話し合いに積極的に参画し、担い手のニーズを把握するとともに、市町の施策と連動し、出口を見据えた形での農業委員・推進委員等が取り組む意向調査結果等を活用し、貸付希望農地の集団化、集約化を図る。
- 企業等の農業参入希望情報について、県・市町等との共有を行い、地域での適切な調整に繋げる。

(3) 重点実施区域の設定

- 基本は人・農地プランの作成・見直し及び実質化を進める区域とする。
設定に当たっては、県・市町等と調整し、重点的に取り組む地区を選定する。
 - ・園芸用農地確保等大規模な産地育成につながる農地集積の予定地区
 - ・担い手の営農意向確認結果や農地所有者の意向結果等を踏まえ、農地の分散錯ほの解消や規模拡大を見越した付替の誘導を推進する地区
 - ・地域農業集団等からの法人化や担い手誘致等を予定している地区
 - ・農地利用意向調査等で機構への貸付希望が出され、まとまりのある農地の確保が見込まれる地区
 - ・農地中間管理事業の推進を要件とする補助事業を活用又は活用を予定する地区
- 担い手への農地集積や集約化を効果的に推進するため、関係機関で情報共有や課題

検討の場を持つとともに、農業委員、推進委員、機構コーディネータ等と積極的に連携を図り、人・農地プランなど地域の話合いを促し、地区の将来計画作成に結びつけるよう活動を行う。

- 機構関連農地整備事業等の事業推進については、県、関係市町・土地改良区等と連携し、農地中間管理事業の実施期間等の調整を図り、担い手の円滑な営農開始に努める。

(4) マッチングの実施

- 人・農地プランの話合いによらない農地の貸付希望も増加しており、借受者の決まっていない農地については、貸付希望者へ同意を得て財団HPで広く周知し、農地情報公開システムを活用した個別のマッチングを進める。
- マッチング会の実施にあたっては、農業委員会が把握する農地所有者の意向や貸付希望等情報を併せて実施する。

(5) 啓発活動の推進

- 受け手対策としては、連携協定を締結した関係団体等を通じた機構の活用の働きかけ、担い手との意見交換会の開催等により事業のPR、働きかけの強化を行う。
- 出し手対策としては、農業委員や推進委員と連携した事業のPRに努めるとともに、マッチングが可能な、まとまった農地の貸付希望が増加するよう連携して働きかけを強化する。
- 事例集を活用した啓発活動の実施

(6) 機構の推進体制の充実

ア 市町等業務委託の強化

- 機構業務の一部（現場で行う方が効果的である窓口業務、出し手・受け手の掘り起こし、農地情報の整理、貸付者・借受者への対応等）について、引き続き、全市町等業務委託を行うものとする。

イ 地域駐在コーディネータの強化

- 県域担当、市町担当、重点地区担当に区分するものとし、情報を共有し、連携して取り組むものとする。
- 県域担当は、認定農業者（特に法人）、農業参入企業等の広域的な農地集積のニーズに対応した情報収集、マッチング調整等を担う。
- 市町担当は、地域における担い手育成対策との連携、担い手の拡大意向の情報収集・相談窓口、個別のマッチングの実施等を担う。
- 重点地区担当は、県の重点施策の推進に係る特定地域を中心に、農地の掘り起こ

し、合意形成、マッチングの条件調整等を担う。

5 事務処理要領等の見直し

○農地中間管理事業の推進に関する関係法の改正に伴う改正した事務手続の検証

・農用地利用集積計画一括方式による農地の借入・貸付の一括処理

・農地利用集積円滑化事業との統合一体化に伴う事務手続きの円滑な移行

○担い手意見交換等により出し手・受け手のニーズを把握し、関係機関・農業団体の意向も踏まえて、適宜業務の効率化を目的に見直しを行う。

6 実施スケジュール

別紙のとおり